

津市公共施設予約システム利用 仕様書

三重県津市
令和7年11月

目次

1 基本事項.....	2
1.1 件名.....	2
1.2 目的.....	2
1.3 対象施設.....	2
1.4 本サービスの範囲.....	2
2 契約の要件.....	2
2.1 利用期間.....	2
2.2 成果物.....	2
3 本サービス要件.....	3
3.1 本システムの提供.....	3
3.2 運用・保守.....	3
3.2.1 運用・保守体制.....	3
3.2.2 運用・保守実施内容.....	3
4 その他.....	4
4.1 機密保護・個人情報保護.....	4
4.2 契約期間終了時のデータの引継ぎ.....	5
4.3 法令等の遵守.....	5
4.4 著作権に関する留意事項.....	5
4.5 協議.....	5

1 基本事項

1.1 件名

公共施設予約システム利用（以下「本サービス」という。）

1.2 目的

津市公共施設予約システム（以下、「本システム」という。）を安定的に利用できる状態に維持し、円滑な運用を確保することを目的とする。

1.3 対象施設

対象とする施設は、下記に示す数量を想定するが、本サービスの利用開始までに、対象とする施設数等は精査するものとする。

- ・公共施設数約 120 施設（約 450 室場）

図表 対象施設数・室場数

施設分類	施設数	室場数
文化施設	7	68
スポーツ施設	46	97
公民館	39	187
集会施設等	28	98

1.4 本サービスの範囲

本サービスの範囲は、次のとおりとする。

- （１） 本システムの提供
- （２） 本システムの運用・保守
- （３） その他、本サービスに必要なもの

2 契約の要件

2.1 利用期間

令和 9 年 2 月 1 日から令和 14 年 1 月 31 日まで

この契約は地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約とする。ただし、オンライン決済については、令和 9 年 4 月 1 日から利用開始とする。

2.2 成果物

利用開始後、月次で、以下の項目について、発注者に報告すること。なお、報告内容については、本サービスの利用開始までに、協議の上決定するものとする。

図表 報告項目一覧

項 目	内 容
保守・運用報告	※報告内容案 システム稼働状況（SLA遵守状況、セキュリティ監視状況等）、保守実施状況、問合せ対応実績、障害対応実績、情報セキュリティ対策の実施状況等
その他	※以下、必要に応じて 上記以外の一時的業務遂行についての報告、更なるシステム品質向上に向けた提案、操作マニュアル（機能改善等により機能が更新された場合）等

3 本サービス要件

3.1 本システムの提供

津市公共施設予約システム導入業務委託仕様書で示したシステム要件を満たすクラウドサービスを提供すること。

3.2 運用・保守

3.2.1 運用・保守体制

- (1) 利用中の運用・保守において発生する障害や問題に対して、責任を持って解決できる体制であること。
- (2) 職員による操作に関する問合せ等に対応する窓口を設けること。対応時間及び連絡方法については、次に示すものを原則とし、本サービスの利用開始までに、協議の上決定するものとする。
 - ・対応時間：原則として、国民の祝日に関する法律に規定する日を除く、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで
 - ・連絡方法：電話・メール等
- (3) 問合せ対応の時間帯以外においても対応できる障害等緊急時の連絡窓口を設置すること。また、障害等緊急で対応すべき事象が発生した場合に対応が必要となる受注者の技術者やその他関係するメーカー等との連絡体制を整備すること。
- (4) 運用・保守体制として、通常及び緊急時の連絡先及び連絡方法を提出し発注者の承認を得ること。
- (5) 本システムの機能や運用方法に変更がある場合などは、必要に応じて 会議を開催すること。

3.2.2 運用・保守実施内容

- (1) 問合せ対応

- ・職員からの運用に関する問合せに対して、速やかに回答を行うこと。
 - ・問合せ窓口に寄せられた内容などから、機能改善要求および追加機能要求を把握すること。
 - ・問合せ窓口に寄せられた内容が、障害に起因する事象又は保守を要する事象である場合は、職員による別途の連絡を要せず、問合せ窓口において関係担当と連携し、速やかに対応すること。
- (2) 障害対応
- ・障害等緊急で対応すべき事象が発生した場合は、連絡窓口が一次窓口の役割を担い、必要に応じて受注者の技術者やその他関係メーカー等と連携し、速やかに対応すること。
 - ・障害等緊急時の対応手順をあらかじめ作成し、提示すること。
 - ・障害発生時の連絡を受けた場合は、その障害原因を特定し、発注者へ報告すること。
 - ・重大な障害が発生した場合、発注者が必要と認めたときは、会議体を開催し、当該事案の経過等を取りまとめて報告するとともに、改善策を発注者に提示すること。
 - ・本システムにおいて、ウイルスの検出や不正アクセス等の事案が発生した場合は、対応及び原因究明を行うこと。
- (3) システム保守
- ・受注者は、本サービスの正常な動作を確保するために必要な保守業務を実施すること。
 - ・本システムに関連するソフトウェアのバージョンアップがある場合は、モジュールの適用の必要性を判断し、受注者の負担で適切に対応すること。
 - ・本システムで使用するソフトウェアに対するセキュリティーホールが各メーカーより報告された場合は、受注者の負担で遅滞なく対策を実施すること。
- (4) その他
- ・問合せ対応で把握したニーズは、その対応について検討するとともに、対応を行った場合は定期バージョンアップ時等での反映を検討すること。

4 その他

4.1 機密保護・個人情報保護

- (1) 本サービス提供上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。また、成果物（本サービス提供の過程で得られた記録等を含む。）を発注者の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。
- (2) 本サービス提供のために発注者が提供した資料、データ等は業務以外の目的で使用しないこと。また、これらの資料、データ等は業務終了までに発注者に返却すること。
- (3) 本サービス提供における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じ

ること。

(4) 本サービス提供に従事する者に対して個人情報保護の教育を行うこと。

4.2 契約期間終了時のデータの引継ぎ

契約期間終了時には、蓄積された全てのデータを発注者に無償で引き継ぐこと。受注者は、引継ぎの完了を発注者が確認した後、すみやかに当該データを確実に消去し、発注者に報告すること。その際、データ消去の費用は受注者の負担とする。

4.3 法令等の遵守

受注者は、本サービスの提供に当たっては以下に掲げる法令等を遵守すること。

- ・ 個人情報の保護に関する法律
- ・ 不正アクセス行為の禁止等に関する法律
- ・ 津市個人情報の保護に関する法律施行条例
- ・ 津市情報セキュリティポリシー

4.4 著作権に関する留意事項

第三者が権利を有している著作物を使用する場合は、事前に権利者から二次利用を含めた使用の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受注者が行うこと。

4.5 協議

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項がある場合は、発注者、受注者協議を行い、その対応を決定するものとする。